

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る
業務管理体制確認検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条第1項に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下、「特定教育・保育施設等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

(検査の目的)

第2条 検査は、特定教育・保育施設等に対して、その的確かつ効果的な実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査の対象)

第3条 検査は、法第55条第2項第1号の規定に基づき、市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育施設等の設置者等を対象とする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、一般検査と特別検査とする。

(1) 一般検査

一般検査は、法第55条第2項の規定による届出のあった事項及びその運用状況について、定期的かつ計画的に、書面により行うことを基本とする。

(2) 特別検査

特別検査は、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行う検査とする。

ア 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき。

ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(検査の方法等)

第5条

(1) 検査は、必要に応じて法第14条第1項の規定に基づく質問、立ち入り及び検査等及び法第38条から第40条まで及び法

第50条から第52条までの規定に基づく監査と同時に行うことができる。

(2) 一般検査の実施に当たっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条に定める基準が適切に整備及び実施されているかについて、次に掲げる事項に基づき確認する。

ア 法令を遵守するための責任者を選任していること。

イ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育施設等の設置者等に限る。）。

ウ 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育施設等の設置者等に限る。）。

(3) 検査を行うことが決定したときは、根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により特定教育・保育施設等の設置者等に対して通知する。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要があると認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって通知を行うことができる。

(4) 検査結果に基づく措置

ア 検査を担当した職員は、検査終了後、速やかに、検査対象者に対して、検査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行う。

イ 市は、指導、助言等を行った事項については、期限を定めて、対応状況の報告を求め、改善の有無を確認する。

（行政上の措置）

第6条 検査の結果、行政上の措置が必要と認められた場合には、次のとおり、法第57条の規定に基づき勧告、命令等の措置を行う。

(1) 勧告

特定教育・保育施設等の設置者等に法第55条第1項に規定する内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認められた場合には、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置を採らなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を採るべきことを命令することができる。

なお、命令を行った場合には、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等の認可等を行った千葉県知事等に通知しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、検査に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。